7　ウガンダ共和国政府は、次のものを免除する。
(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウガンダ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してウガンダ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金
ウガンダ共和国政府は、次のことのために必
8　要な措置をとる。
(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。
(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウガンダ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。
9　ウガンダ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報
10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
本使は、更に、この書簡及びウガンダ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十八年四月二十六日にカンパラで
ウガンダ共和国駐在
日本国特命全権大使　亀田和明
ウガンダ共和国
財務・計画・経済開発大臣
マティア・カサイジャ閣下
（ウガンダ側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）
本大臣は、更に、ウガンダ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十八年四月二十六日にカンパラで
ウガンダ共和国
財務・計画・経済開発大臣
マティア・カサイジャ
ウガンダ共和国駐在
日本国特命全権大使　亀田和明閣下

○外務省告示第百八十号

平成三十年四月二十六日にカンパラで、円借款の供与に関する取極の修正に関する次の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。
平成三十年五月十五日
外務大臣　河野　太郎

（ウガンダ側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ウガンダ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関する二千十年十一月一日付けの交換公文に関し、ウガンダ共和国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で最近到達した次の了解をウガンダ共和国政府に代わって確認する光栄を有します。
前記の交換公文の1中「九十一億九千八百万円（九、一九八、〇〇〇、〇〇〇円）」を「百四十一億千六百万円（一四、一一六、〇〇〇、〇〇〇円）」に改める。
本大臣は、更に、この書簡及び日本国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十八年四月二十六日にカンパラで
ウガンダ共和国
財務・計画・経済開発大臣
マティア・カサイジャ
ウガンダ共和国駐在
日本国特命全権大使　亀田和明閣下

（日本側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（ウガンダ側書簡）
本使は、更に、日本国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十八年四月二十六日にカンパラで
ウガンダ共和国駐在
日本国特命全権大使　亀田和明
ウガンダ共和国
財務・計画・経済開発大臣
マティア・カサイジャ閣下

○外務省告示第百八十一号

平成三十年五月一日にアンマンで、北部シリア難民受入地域廃棄物処理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　北部シリア難民受入地域廃棄物処理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十六億三千百万円
3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日
4　署名者
日本側　柳秀直在ヨルダン大使
ヨルダン側　イマード・ファーフーリー計画・国際協力大臣
平成三十年五月十五日
外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第千九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年五月十五日
農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県米原市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年五月十五日
農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（次の図に示す部分に限る。）
(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
芦別市（次の図に示す部分に限る。）